

## 柏市立図書館団体貸出取扱要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日

施行 平成 28 年 4 月 1 日

### 1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則第 11 条の規定による団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象

団体貸出しは、市内の官公署、学校、社会教育団体、その他の団体を対象とする。

### 3 利用カードの交付等

(1) 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を得て、利用カードの交付を受けることができる。

(2) 団体の代表者が交替又は申込内容に変更が生じた場合は、団体貸出利用変更届を提出するものとする。

### 4 貸出し対象資料

貸出し対象の資料は、視聴覚資料以外の図書館資料（以下「図書」という。）とする。

### 5 図書の貸出

(1) 利用する団体が図書の貸出しを受ける場合は、事前に団体貸出利用申請書を提出するものとする。

(2) 図書の貸出しは、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く日とする。

### 6 貸出冊数及び期間

団体貸出しの貸出冊数は、1 団体につき 200 冊以内とし、その貸出期間は 1 か月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

### 7 図書の管理等

(1) 団体貸出しを受ける者は、教育委員会の指示に従い、代表者

は、図書の保管及び運用についてその責任を負うものとする。  
(2) 図書の運搬は、登録団体が行い、運搬に要する箱等は、団体が用意することとする。

#### 8 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。